

# 靖国神社と宗教

## 一

「靖国神社」はその名称が変更されず、その宗教儀式が従来通りの形式から変更されない限り「神社」として存続することは明白である。この靖国神社を国家管理のもとに、ふたたびもとそうとする運動は七、八年以前から潜行していたが、十二月に始まる通常国会で「靖国神社法案」が提出されようとしていることによって、表面化してきた。

去る六月二十二日の読売新聞は次のような記事を掲載し報道した。自民党有志議員で結成している遺家族議員協議会（加盟国会議員約二百八十五名）が同日、同協議会の靖国神社国家護持小委員会でまとめた靖国神社法案を議員提案のかたちで、国会に提出し成立させようとの方針をきめる、と。

靖国神社は宗教法人であって、現在では国家との関係は断たれてゐる。これは日本国憲法がその第二十条において、

山 崎 亨

「宗教の自由は、何人に対してもこれを保障する。いかなる宗教団体も、国から特権を受け、又は政治上の権力を行使してはならない。……」

と定めているからである。また憲法はその第八十九条において、

「公金その他の公の財産は、宗教上の組織若しくは団体の使用、若しくは維持のため、又は公の支配に属しない慈善、教育若しくは博愛の事業に対し、これを支出し、又はその利用に供してはならない。」

と定めている。

ところが上述の「靖国神社法案」では、靖国神社を「宗教法人」からはずして単なる「法人」とし、非宗教的施設と言う仮面をかぶせて、その運営に関する経費を国家から支出させようとしている。

## 二

十二月に国会に提出されようとしている「靖国神社法案」のおも

な条項を掲げれば次のようなものである。

第一条(目的)、靖国神社は、戦没者および国事に殉じた者に對する国民の崇敬の象徴であり、その感謝と尊敬の念を表わすため、これらの人々の遺業をしのびその功績をたたえる行事などを行ないその偉業を永遠に伝えることを目的とする。

第五条、靖国神社は神札授与所および、さい銭受けの施設を設けまたは保有してはならない。……

第十二条、理事長および監事は総理大臣が任命する。理事は理事長が任命する。

第二十九条、国は政令で定めるところにより、予算の範囲内で第十九条の業務に要する経費の一部を負担する。地方公共団体は、靖国神社に対し、第十九条の業務に要する経費の一部を負担することができる。

右の条項の中で問題となる主なる点は

(イ)靖国神社はその名称の示すように、あくまでも「神社」であつて、第一条に記されているところの戦没者などに対して「感謝と尊敬の念を表わす」場合に、神道的形式がとられる心配が生ずる。それはともかくとして、靖国「神社」に対して国家がその「経費の一部を負担する」(上掲靖国神社法案第二十九条)のは明らかに憲法違反である(憲法第八十九条)。

(ロ)靖国神社法案の第十二条では、理事長および監事が総理大臣によつて任命される、と明記されているが、これは特定の神社に対して特権を与え「政治上の権力を行使」することであつて憲法第二十条に對する違反である。

(ハ)靖国神社は明治二年に招魂社の名で創立され明治十二年から靖国神社と改名された。これを宗教法人から改めて單純な「法人」に変更しようとして「神札授与所」を設けないとか、「さい銭受けの施設」を置かないとか規定しても、根本精神において戦没者の霊を慰め、これを祀ることに変わりはない。たとえ如何に功績があるうとも、人間の靈魂を神としてまつることに、神道的信仰が伴わなければできないことではない。もし慰霊ということが、怨霊信仰に根ざすものであつて、恐ろしいたりを避けるためであつたとしてもそれは一定の宗教感情にもとづくものであつて、「神社」という名称が保存され、長い伝統が付着している限り、靖国神社を宗教法人から脱却させることは不可能である。

### 三

靖国神社を宗教法人でない、とすることは直ちに伊勢神宮も一宗教法人でない、とする主張につながる。そしてそれは神道が国民感情であるとか、国民精神高揚の手段であるとか言われて宗教の枠からはみ出される方向に行くことは目に見えるように明らかである。

戦前の事件であるが、昭和七年(一九三二年)キリスト教主義の某学校(女学校)の生徒が、神社の前で最敬礼(参拜)することを拒否して、その学校の問題になった。またキリスト教主義の某学校の教師たちが、生徒を神社参拜に参列させることを拒否した。これに對して文部次官が次のような回答を公表した。

「学生生徒児童等を神社に参拜せしむるは教育上の理由に基づくものにして此の場合に学生生徒児童の団体が要求せらるる敬礼は

愛国心と忠誠とを現はすものに外ならず」(昭和七年九月三十日、  
雜宗一四〇号、文部次官回答)。

これと同一の意見を述べた学者もいた。すなわち美濃部達吉であ  
って、彼は「日本行政法」の下巻に次のごとく記している。

神社を尊崇しこれに対して不敬の行為なきことは、臣民としての  
当然の義務であり、これを否定することは、憲法に所謂「臣民タ  
ルノ義務」に背くもので、斯かる宗教は許されない(五六二頁)。

大石義雄は「日本国憲法の法理」において次のように述べている。  
神社には、国民道徳的性格の面と宗教的性格の面がある。帝国  
憲法下のわが法制は神社の国民道徳的性格に着眼し、神社を国家  
的造造物として管理している。

われわれ日本人が伊勢神宮や靖国神社に参拝するのは、この国  
家の特別の支持者としての祭神に対する国民的礼儀をとるのであ  
る。(一五〇頁以下)

以上は第二次大戦前、または戦時中の神社観を適確に表現してい  
るのであって、神社に国民道徳的性格のあることを力説し、靖国神  
社に参拝するのは「祭神に対する国民的礼儀」であると説いている  
が、この度国会に提出されようとしている「靖国神社法案」の目指  
するところは、戦前と戦中の状態にと逆行させる意図を持っている  
ように思われる。

#### 四

明治百年と言う言葉によって、明治維新が回顧されるが、維新に  
おける宗教政策の基礎をなしたのは、復古思想にあったことは多く

の人々によって指摘されている。すなわち王政復古の大号令(慶応  
三年十二月)につづき、祭政一致の古制への復帰が宣言され、天皇を  
中心とする神道の国教化が進められ、これを土台として祭政一致の  
体制が固められた。すなわち徳川幕府のもとに建てられた仏教国教  
制から、天皇中心の神道国教制へと変革する方向へと進められた。

この事が最も顕著に現われているのは、神社を神社局の下に置き  
宗教からはずし、神社局と宗教局が分離され、神社局は内務省に、  
宗教局は宗教に関する事務を取扱うのであって、これは大蔵省に置  
かれた。この法制的区別が示していることは、神社は国民道徳に直  
結することであり、宗教でないと言う建て前であった。

これについては歴史的に説明する必要がある。明治初年から神祇  
官が再興され神社や神職をつかさどり、これが明治四年八月には神  
祇省となったが、宗教に関しては太政官の民部省に社寺係(後に寺  
院寮となる)が明治三年七月に設けられた。後に民部省が廃止され  
て、社寺課は大蔵省の下に置かれた(明治四年七月)。その後明治  
三十三年に前に述べたように社寺局は宗教局と名を改めて大蔵省に  
そして大正二年には文部省に移管され、神社に関する社寺局はこれ  
とは別に内務省の管轄下に置かれた。神社のことは文部省で、宗教  
のことは内務省にと別個あつかいであった。

戦後においては神社が一宗教であることは明白にされ、信仰の自  
由が表明された。このことは新しい日本国憲法、いわゆる新憲法  
が世に出る前に種々の覚書の形で公表された。例えば昭和二十年(一  
九四五年)十月四日には「政治的民事的及宗教的自由に対する制限  
撤廃に関する覚書」が公示されて宗教的自由にたいする制限は撤廃

された。同年十二月十五日には「国家神道に対する政府の保証、支  
援、保全、監督及び弘布の廃止に関する覚書」が発表され、国家神  
道は禁止され、国家から分離された宗教としての神道が存続したは  
ずである。

日本国憲法は第二十条や第八十九条に明らか示されているように  
信教の自由を保障している。その自由とは宗教上の祝典や儀式、ま  
たは行事には参加する自由が各人に与えられているが、これに参加  
しない自由も存在する。憲法二十条に「何人も、宗教上の行為、祝  
典、儀式又は行事に参加することを強制されない」と明記されてい  
る。このように考えるならば信教の自由は憲法において保証されな  
がら、現在はそれが危険に成っている。

例えば伊勢神宮に対しても同様であって、修学旅行の旅程に組ま  
れ、参拝の順序、その様式まで予め印刷物として配布され、学校生  
徒は一つの型にはめられて参拝する。伊勢神宮は天皇の祖先を祭神  
とする国家的施設であるというような考え方が復活するのではない  
かと憂うる。総理大臣に就任する挨拶に鳩山一郎もわざわざ伊勢神  
宮まで行って来たと聞く。

貞明皇后の葬儀は昭和二十六年六月二十二日に行なわれたが、こ  
れは明らかに神式で行なわれた。皇室の私的な行事と解するならば  
神式でも仏式でも自由であるが、果してそうであったであろうか。  
当時、政府は国の儀式としてでないことを弁明したが、宮内庁が行  
なったことについて、なお疑いが起こる余地があった。

皇太子の立太子の礼と成年式は昭和二十七年十一月神式で行なわ  
れた。国会において、このことについて質疑応答がなされた。たし

かその時の解説では、昭和二十七年二月二十二日の衆議院予算委第  
一分科において、陛下の私的な行事としては伝統の神道形式を持つ  
が、国として行なうものはそれから分離する、と説明された。しか  
しその後に通達された内閣官房長官の通知では、昭和二十七年九月  
九日、総理府の声明で立太子の礼および成年式の全てを国の儀式と  
して行なうことを表明し、その重要な一部は神道式で行なわれた。  
皇太子の結婚式が昭和三十四年四月十日に行なわれたが、その重  
要な一部は神道の形式であった。これを皇室の私的な行事とするな  
らば費用の点からも内廷費で支出された筈であるが、その点は国民  
の前に明白にされていないのではないか。

このような事実をもし積み重ねて国民感情とか言う表現が用いら  
れて、神道は宗教でないという偽りの主張、虚偽の説明がまかり通  
ることになれば大変な事態が到来する。それは戦前と戦時中のあの  
右翼的国家神道の再来である。

神道は現在のところ一宗教であって日本の国教では断じてない。  
神道は仏教やキリスト教と並ぶ一宗教であって、その行事を国家が  
援助することは憲法違反である。

靖国神社は一つの宗教施設であって、国家と権力的に経済的に切  
り離しておかねばならないと思う。

(この論文執筆に当って次の文献を参照とした。田中二郎著「日本  
における信教の自由」国際宗教研究所、一九五九年。笠原芳光「靖  
国神社法案を批判する」永世中立、第十三号、昭和四十二年。)

(神学部教授・宗教部長)

# 日本女性のあゆみ

岡 満 男



同志社で最初のバイブルクラス（明治十年代）

明治初年、文明開化の潮が逆巻く中に、男袴姿の女性風俗が出現した。袴をつけたばかりではない。足駄をはき、袖をまくり、洋書などをかかえ、胸をはって大道を闊歩した。中には、開化男性をまねて、日本髪を断ち切った、勇敢な断髪姿もみられた。「半髪頭を

なものに映つたらしい。「近頃府下（東京）ニテ往々女子ノ断髪スル者アリ。モトヨリ我古俗ニモ非ズ、マタ西洋文化ノ諸国ニモ未ダ曾テ見ザルコトニテ、其醜陋風見ルニ忍ビズ。女子ハ柔順温和ヲ以テ主トスル者ナレバ、髪ヲ長クシ飾リヲ用ウルコソ万国ノ通俗

たたいてみれば因循姑息の音がする、総髪頭をたたいてみれば王政復古の音がする、ざんざん頭をたたいてみれば文明開化の音がする」また「いきなざんざり、いやみな茶党（せんたう）トンドン、鬚のあるのは野蛮人、ホンマカネ：」ともうたわれた時世であった。

しかし、女といえは温和で柔順なものとみられていた当時の男の目には、この女性風俗がきわめて奇異な、いやそれ以上に小生意気

ナルヲ、イカナル主意ニヤ、アタラ黒髪ヲ切捨テ、開化ノ姿トカ色（いろ）ヲ離ルルトカ思イテ、スマシ顔ナルハ実ニ片腹イタキ業ナリ。コノ説既ニ府下諸新聞ニ掲載シテ言ヲ待タザルコトナレド、マタ別ニ洋学女生ト見エ、大帯ノ上ニ男子ノ用ウル袴ヲ着シ足駄ヲハキ腕マクリナドシテ、洋書ヲ提ゲ往來スルアリ。如何ニ女生トテ猥リニ男子ノ服ヲ着シテ活気ガマシキ風俗ヲナスコト、既ニ学問ノ他道ニ馳セテ女学ノ本意ヲ失イタル一端ナリ。是等ハイズレモ文明開化ノ弊ニシテ、当人ハ論ナク父母タル者教エザルノ罪ト謂ツベキナリ」

（明治五年三月「新聞雜誌」第三十五号）

「新聞雜誌」は、維新の三傑の一人木戸孝允の発意によつて明治四年（一八七二）五月創刊され、七年（一八七四）十二月廃刊されるまで啓蒙意識をふくんだ報道記事を多くのせた。

\*

女性の男性化風俗は、さらに新聞の投書欄で論戦をよんだ。「近來笑うべき一事あり。女子にして男子の袴を穿つことなり。……甚しき哉奇異の風体、実に国辱ともいうべし。それ当今婦女子に専ら学問を修めしむるは、その知識を開き、婦の良道を保たしめ、他日

また己の子を教養する充分に教育の道を開き、我邦をして永く文明の盛世をまっとうせしめんがためなり。あにはからん、その本を忘れてその末に趨り、女子たるの本文を失う者任々これあり。畢竟これその父兄のあやまちなり。請う、女子たる者は、たとい学校へ行かしむるにも袴を着することなく、平常婦女子の装にて可なり。しからずんば、西洋仕立の女服を用いよ」(明治七年一月十五日「郵便報知新聞」)

さきの「新聞雜誌」の記事にしろ、この「郵便報知新聞」の投書にしろ、男性化風俗出現の責任を娘をもつ親に帰している点は、注目にあたいしよう。文明開化の波風がどんなに強かろうと、封建時代そのままに受けつがれた大家族制度、それゆえの家長権は、当然娘の服装まで支配すべきだとされたのであった。だから、万事親まかせ、極端に世事にうといヒナ人形のような娘がいたとしても、なんのふしぎもない。その一例をあげておこつ。ある良家の婦人が外出の途中「しきりに腹痛して瀉下せんとする気味あれば、止むを得ず日本橋詰の街廁(共同便所)に入り、踏板にまたがり給いしが、……生れてよ

り初めて此路傍の雪隠に臨まれたることなれば、今までのものとは事かわり、古き越中襦の尿水に漂い、……蜘蛛の巣に塵芥のひっかかりたる、臭気の鼻を衝くなど、不潔中の不潔を極めたるところに暫時も居らるべきや。たちまち嘔気を催して、下の気も何処へかなくなり、あな気味わるやと早々に出られたるが、是が神経に感じたるにや、婦郎のち病氣となり……」(明治十四年一月二十四日「東京日日新聞」)このような女性に、なんのエネルギーが感じられるだろうか。

\*

それにくらべて、男性化風俗の主たちには、一種のたくましいエネルギーをおぼえるではないか。いかに当時とて、彼女たちへの護衛射撃が現われた。さきにあげた投書へ挑む反対意見の投書である。「そもそも我国男女の服制未だ確定せず、各適意によりてその風装を異にす。方今各国交通の時、よろしく一定の制を立てざるべからず。さきに官女学校を設け、外国教師を迎うるや、わが婦女子の風俗ややもすれば、股脛を露わし、内裙(下着)をひるがえす等の醜態あり。授業場に於ても大いに不体裁なるを以て、かりに入校の女生

徒に着袴すべき令あり。これ風俗を整理するの一端にして服制改革の一步を進むるにあり」(明治七年一月二十三日、「郵便報知新聞」)

文中、官女学校とあるのは、明治五年(一八七二)二月、東京に開校した官立女学校のこと。八年(一八七五)十一月二十九日、皇后を迎えて行なわれた東京女子師範学校の開校式にも、生徒たちは小倉袴をつけて出席した。

一方、同じ男性化風俗でも、断髪のはうは明治五年十一月十三日施行の違式註違条例で罰せられることになった。「婦人ニテ謂レ無ク断髪スル者」(第三十九条)は「戸口ヲ明ケ放チ内ガ見エル湯屋」(第三十七条)「往来デ小便シタ者」(第四十九条)などともに「註違罪目」にあげられ、見つけしだい逮捕されて六錢二厘五毛以上十二錢五厘以下の罰金を課せられた。

ところで、いったん切った髪は、ふたたび日本髪を結えるまで、なかなかのびてくれない。髪のはげきらないまま外出すれば、二度も三度も条例違反で捕まって、そのたびに罰金を払われる始末になる。年を越えて、この不合理にようやく取締当局も気がついた。

「誑違罪目第三十九条、婦人にて謂れ無く断髮せし者、一旦差押え決放の後、重ねて差押え候様の儀も之有可きに付、以来処分済の者は、毛髪の長短によりたいて結髪し得べきの日数を計り、百日あるいは百五十日程の期限をたて、左の証書相渡し、以後外出の節は必ず之を所持し、若し差押えられ候節は、右を以て弁解致す可し。猶期日に至り短髪にして結び難き者は、延期の儀願ひ出るべき旨申渡す。また既に決放の者にて証書受取りたき申出候わば、是また同様相渡し申す可き事。

証書

氏名

右無謂断髮セシ罪ニ依テ本日贖金物留申付候 以後結髪相成候迄日数〇〇日ノ間散髪加用捨候者也

月日 第〇大区小〇区 警部印

(明治六年二月二十日「東京日日新聞」)

\*

明治二十一年(一八八八)には、はじめて日本銀行が女子職員を採用、女性の働く場はひろがるかにみえたが、その社会的地位は、時代の進行とは関係なく、封建時代そのままに閉じこめられた。

明治二十二年(一八八九)二月十一日発布された大日本帝国憲法で、女性はいっさいの選挙の対象外におかれたし、翌年七月二十五日公布された集会および政社法で、女性の政治団体への加入、政談集会への参加も禁止されてしまった。女子職員を採用した日本銀行でも、男子行員とのあいだにきびしい差別があつた。出退勤の出入口から通行する廊下まで区別され、そのくせ便所だけは男子と共用という一事を払拭するということにさえ、十年の時日を要した。「日本銀行にては、今回新工事を起して、目下其建築に多忙なりと噂するより、それはまたいかなる新工事かと、好事の男内内探りて見れば、同行は公債利子調べのため先頃より婦人を雇ひたるに、男子と違い、細微なる仕事に適するのみか、経済上にも至極便利なれば、今後も多数の婦人を入れる都合となりしが、婦人附加に付て一つ困難というは便所の男子と同一なることにて、……さてこそ別に婦人便所を新築することになれるなりとぞ」(明治三十一年二月二十日「読売新聞」)これが職場におけるわが国最初

\*

日清・日露戦争の勝利は、わが国社会における男性支配体制を一段と強めるのに役立った。この時代、女学生の男袴姿はすっかりかげをひそめ、代わつてエビ茶色のあんどん袴が普及した。女学生が「エビ茶式部」などとよばれたのも、そのころのこと。そのエビ茶袴をめぐる、女学生蔑視の悪ふざけが教育者によつて行なわれた。「佐賀県にては昨年未より同県下の各女学校生徒をして何れも海老茶袴を穿たしむることとなり、……教育上礼儀を正し風俗を整つるの方針なり」というが、佐賀郡視学、同郡書記、某々等は右の制服を賤みてか、去月催されたるある宴会の際、某女学校に向ひ女生徒の袴十数名分をある儀式に使用すべければ、ぜひに貸渡されよと懇望し、女学校の職員も儀式に用立とあらばとて望まざるままの袴を用立てしに、何ぞ図らん、件の袴は同地思君亭の芸酌婦に着せ、彼らがザグラ踊りの揃いの衣服として用いしめた……」(明治三十四年一月十二日「日本」)また日露戦争の起つた年には、岡山県や福島県で生徒の身体検査を丸はだかにさせて強行した女学校校長まで現われた。(明治三十七年四月二十一日「東京二六新聞」)

明治四十二年（一九〇九）十二月、東京の女子教育家懇話会が発表した「若き婦人の男子に対する心得十箇条」は「すべて男子と面接する場合には適當なる同席者あるを要す、もしやむを得ずして単独にて面接する場合には、開きたる所に於てすべし」「若き男女のみにて散歩、遊戯、もしくは娛樂等をなすは、周囲の指彈を招くものと心得べし」などといった内容であった。また貞女の鑑といわれた乃木大将夫人静子が明治四十五年（一九一〇）結婚する筈に送った手紙「母の訓」も、女性の忍従を日本固有の美俗として讚美する内容であった。「色を以て男に仕うるは妾のことにして、心を以て殿御に仕うるは正妻の御務に候。故に御興入先の殿いかに多くの妾おわしまし候とも、色を以て之を争うなど端なき御振舞遊ばされまじく候」は、その一節。

\*

しかし、女子教育がしだいに普及するにつれて、めざまる女性が急速に増加しはじめた。日露戦争当時三万前後にすぎなかった全国の女学校生徒は、大正に入って年々急増、大正六年（一九一七）十万を突破した。めざまる女性の増加は、平塚雷鳥らによる明治四十四

年（一九一〇）の「青鞥」創刊をはじめ、女性ジャーナリズムの確立を促した。「婦人公論」（大正五年）「主婦之友」（大正六年）「婦人倶楽部」（大正九年）「女性改造」（大正十年）など女性雑誌があいついで創刊、大正五年（一九一六）にはわが国最初の女性理学士が東北大学で生まれた。さらに加えて、大正十四年（一九二五）の東京、大阪、名古屋でのラジオ放送開始は「従来……家庭にとり残された女性はいつも文化におくれなければならなかった。しかるに、これからはラジオの力によって、みんなが共通に文化の恩沢に浴する」（東京放送局開局式の総裁後藤新平のあいさつから）ことになった。

女子教育の普及、女性雑誌の創刊、ラジオ放送の開始は、いづれも女性に大なり小なり自覚をよびさます力を与えた。昭和に入ると、女性の意識は明治・大正時代とは格段の進歩をします。たとえば、女学生の結婚観をみてみよう。「縁談のもち上がったとき親の意見に「一も二もなくしたがいいますか」の間に對して、東京・麹町高女生の三分の二が「親の命令でもこれはやはり絶対に盲従できません」と答えた。（昭和六年六月二十四日「国

民新聞」また「配偶者の決定について両親とどうしても意見の一致しない場合は？」のアンケートに回答を寄せた大阪市内の女専生の六一パーセントが「断然家出して自由結婚する」との意見であった。（昭和八年十二月「大阪毎日新聞」）

しかし、昭和六年（一九三一）九月十八日の柳条溝鉄道爆破に端を発する十五年戦争は、せつかくの女性の自覚のめばえを折り折してしまい、彼女たちをふたたび忍従の地位に押し込めてしまった。「あなたはどんな職業の夫を選びますか」のアンケートに対して、軍都・広島の高女生の四五パーセントが「軍人」と答えた（昭和九年十月三十日「中国新聞」）が、まだその時代はよかった。戦争が深刻化するにつれて、やがて女性たちは、わが子、わが夫、わが恋人を戦場に奪われてしまった。

敗戦後、女性の解放が叫ばれて二十二年。だが、子供を夫を恋人を戦場に失った女性たちの心には、いまでも、生涯消えない「戦争」の日のなみだが宿っているのである。

（文学部囃託講師・毎日新聞学芸部副部長）